

飲食店を営む皆様へのおしらせ

飲酒運転の根絶をめざし制定された

「和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例」(平成31年4月1日施行)

に定める飲食店を営む皆様の取組は次のとおりです。



広告物等の掲示

和歌山県や飲酒運転の防止に関する活動を行う団体が提供する

- ・ 飲酒運転の防止に関する意識の啓発を図るための広告物
- ・ 飲酒運転をするおそれのある利用客には酒類を提供しない旨の表示を**店内に掲示**するよう努めましょう。

利用客に対する取組

- ・ 酒類の提供を求める利用客に対し、店までの交通手段を確認しましょう。
- ・ 交通手段が車両の場合、飲酒運転をしないで帰宅する手段を確認しましょう。
- ・ 帰宅する手段が確認できない場合は、利用客に対して酒類の提供をしてはいけません。
- ・ 駐車場がある店は、駐車場の見やすい場所に飲酒運転の防止に関する広告物を掲示しましょう。

これらの取組が日常的に行われず、お店の利用客が飲酒運転違反者になった場合は、公安委員会からの通知、指示、掲示命令等による改善が求められます。

正当な理由なく指導に応じないときは、

インターネットでの**公表**や**罰則の対象**となることがあります。

「自分の店から絶対に飲酒運転違反者を出さない!!」
という強い意志で取り組んでください。

和歌山県のホームページで条例の本文や啓発用チラシ、和歌山県警のホームページで店内掲示用チラシや従業員用マニュアルが、それぞれダウンロードできますので、条例の確認や取組に活用してください。